

# 資料

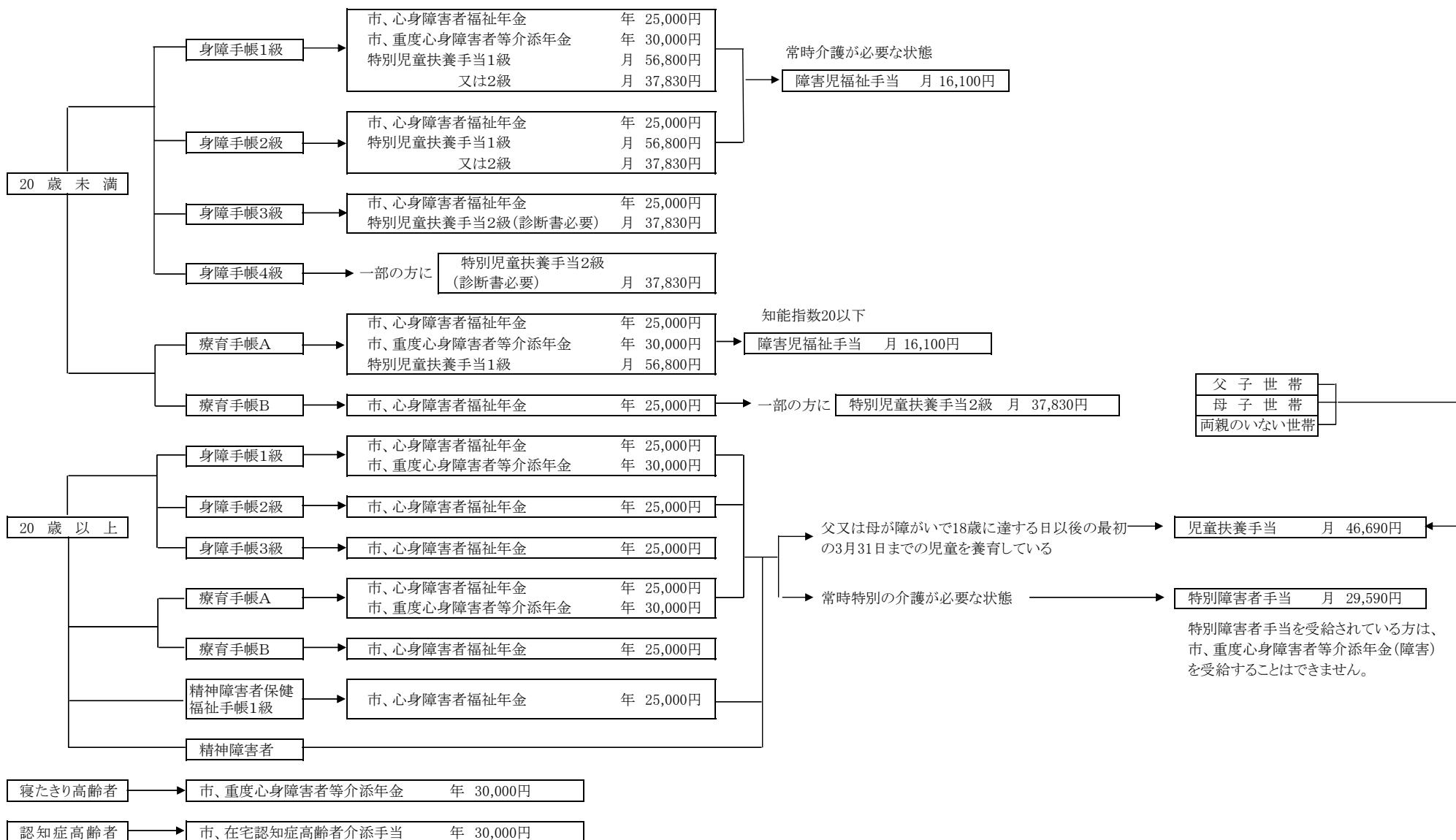
## 1. 高岡市の福祉・保健団体一覧表

令和7年7月1日時点

団体名	代表者名	事務所等所在地	備考(所管課)
高岡市社会福祉協議会	炭谷 靖子	清水町1-7-30	社会福祉課
高岡市民生委員児童委員協議会	松原 亨	広小路7-50	〃
高岡まこと銀行	炭谷 靖子	広小路7-50	〃
高岡市更生保護協力会	出町 譲	広小路7-50	〃
高岡市保護司会	作井 宗人	広小路7-50	〃
高岡市更生保護女性会	大場 洋子(代行)	(代表者宅)	〃
高岡市連合遺族会	増井 義嗣	広小路7-50	〃
高岡地区BBS会	萩原 隆幸	(代表者宅)	〃
日本赤十字社富山県支部高岡市地区	出町 譲	広小路7-50	〃
高岡市戦没者慰靈会	出町 譲	広小路7-50	〃
高岡市老人クラブ連合会	小山 智克	博労本町4-1 ふれあい福祉センター内	長寿福祉課
高岡市保育所・認定こども園連盟	八田 正人	広小路7-50	子ども・ 子育て課
高岡市母子寡婦福祉会	山本 央子	博労本町4-1 ふれあい福祉センター内	〃
高岡市保育士会	萩原 里香	柴野1276 石堤保育園	〃
高岡市放課後児童育成クラブ運営連絡協議会	海老江 和夫	広小路7-50	〃
高岡市地域活動クラブ連絡協議会	六瀬 栄巳子	広小路7-50	〃
高岡市要保護児童対策地域協議会	川渕 郁子	広小路7-50	こども家庭 センター
高岡市健康づくり推進協議会	白崎 文朗	本丸町7-25	健康増進課
高岡市母子保健推進員協議会	川渕 郁子	本丸町7-25	〃
高岡市ヘルスボランティア協議会	中尾 啓子	本丸町7-25	〃
高岡市食生活改善推進協議会	南田 玲子	本丸町7-25	〃
高岡市医師会	白崎 文朗	下関町4-56	〃
高岡市歯科医師会	立浪 徹	本丸町7-1 高岡市急患センター2F	〃
高岡市環境保健衛生協会	林 信義	本丸町7-25	〃
高岡市健康づくり推進懇話会	牧野 光男	本丸町7-25	〃

## 2. 福祉に関する各種年金・手当の概要

名 称	法令等根拠	金 额	身体障害者手帳				療育手帳				そ の 他				担当課	
			1級		2級		3級		4級		A		B			
			20歳未満以上													
特別障害者手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	月額 29,590円	○	○					○		○	○			常時特別な介護が必要な(重度障がいが重複している等)在宅障がい者 所得制限あり 20歳以上	社会福祉課
障害児福祉手当		月額 16,100円	○	○注					○注		○				常時介護が必要な在宅障がい児 20歳未満 ※注:2級は一部、Aは知能指数20以下 所得制限あり	
福祉手当(経過措置)		月額 16,100円	○	○	○				○		○				S.61.3.31において20歳以上の旧福祉手当受給者で障害基礎年金や 特別障害者手当を受給できない者 新規認定はなし	
市、心身障害者福祉年金	高岡市心身障害者福祉年金条例	年額 25,000円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○注			障害基礎年金又はそれ以上の額の公的年金受給者・施設入所者を除く 本人所得制限あり ※注:精神障害者保健福祉手帳1級	子ども・子育て課
市、重度心身障害者等介添年金(障害)	高岡市重度心身障害者等介添年金条例	年額 30,000円	○	○					○	○					上記福祉年金を受給できる者で、特別障害者手当受給者を除く 所得制限あり	
特別児童扶養手当1級	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	月額 56,800円	○	○					○						在宅障がい児の親に支給 ※注:4級は一部、BはIQ50以下	
特別児童扶養手当2級		月額 37,830円	○	○	○	○注			○注						内部疾患及び4級、Bの場合診断書の添付が必要 所得制限あり	
児童扶養手当	児童扶養手当法	月額 46,690円 (一部支給 46,680~11,010円)										○	○	○	父もしくは母が障がい者又はひとり親世帯で18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(政令で定める程度の障がいの状態にある児童は20歳未満)の児童を養育する世帯 所得制限あり	長寿福祉課
市、重度心身障害者等介添年金(老人)	高岡市重度心身障害者等介添年金条例	年額 30,000円									○				要介護4以上で寝たきり老人として市の認定を受けた者を介護している者	
在宅認知症高齢者介添手当	高岡市在宅認知症高齢者介添手当支給要綱	年額 30,000円									○				要介護3以上で認知症高齢者として市の認定を受けた者を介護している者	
障害基礎年金1級	国民年金法	年額 1,039,625円													国民年金に加入している間、または20歳前、もしくは60歳以上65歳未満に初診日のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表による障害の状態にある者	保険年金課
障害基礎年金2級		年額 831,700円														
老齢基礎年金		年額 831,700円													満65歳に達した受給資格期間を満たしている者 (期間により減額あり)	
老齢福祉年金		年額 424,900円													M44.4.1以前に生まれた者で、他の公的年金を受給できない者 (一部併給あり)	
老齢福祉年金 (一部停止)		年額 321,800円													上記年金受給者で配偶者及び扶養義務者の所得により減額される者 (全額停止もあり)	



### 3. 高岡市医療費公費助成制度の概要(その1)

(令和7年4月1日現在)

制 度 名 ・根拠法令		対象者及び助成対象疾病	対象年齢及び内容											備 考
			0	1	5	6	12	15	18	20	40	60	65 (歳)	
こども医療 ・市条例	乳児	乳児0～1歳未満 ・保険給付内の全疾病 ・実施年月日 昭和48年7月1日	医療費控除額所得制限 受給期間	0歳～ 1歳未満	高額療養費内で助成 他法による公費負担額や保険者等からの附加給付額 平成20年10月から所得制限導入、平成29年10月から 所得制限撤廃 出生の日から1歳に達する日の属する月の末日									[交付する書類] ・医療費受給資格証(ピンク色) ※県外での医療費は償還払
	幼児	1歳～満6歳の3月末日 ・保険給付内の全疾病 ・実施年月日 入院 平成13年1月1日 通院 平成13年4月1日	医療費控除額所得制限 受給期間	医療費控除額所得制限 受給期間	高額療養費内で助成 他法による公費負担額や保険者等からの附加給付額 平成20年10月から所得制限導入、平成29年10月から 所得制限撤廃 1歳に達する日の属する月の翌月の初日から6歳に 達する日以後の最初の3月31日まで									[申請手続きに必要なもの] 1 健康保険証その他被保険者等の資格情報を 確認できる書類等
	児童	満6歳の4月1日～満18歳の3月末日 ・保険給付内の全疾病 ・実施年月日 平成20年10月1日	医療費控除額所得制限 受給期間	医療費控除額所得制限 受給期間	高額療養費内で助成 他法による公費負担額や保険者等からの附加給付額 平成20年10月から所得制限導入、平成29年10月から 所得制限撤廃 6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日 以後の最初の3月31日まで									[申請手続きに必要なもの] 1 健康保険証その他被保険者等の資格情報を 確認できる書類等
妊産婦医療 ・市条例	保険給付内の妊娠高血圧症候群・ 糖尿病・貧血・産科出血・心疾患・ 切迫早産に罹患した妊産婦	医療費控除額所得制限 受給期間	医療費控除額所得制限 受給期間	高額療養費内で助成 他法による公費負担額や保険者等からの附加給付額 平成20年10月から所得制限導入、令和6年10月から 所得制限撤廃 申請が受理された月の初日から出産月の翌月の末日									[交付する書類] ・医療費受給資格証(黄色) ※県外での医療費は償還払	
ひとり親家庭等医療 ・市条例	ひとり親家庭の満18歳の3月末日までの児童(ただし満1歳未満の児童は除く)とその父、母及び父母のいない同上の児童とその養育者 ・保険給付内の全疾病	医療費控除額所得制限 受給期間	医療費控除額所得制限 受給期間	1歳～ 18歳の3月末日まで	高額療養費内で助成 他法による公費負担額や保険者等からの附加給付額 平成20年10月から所得制限導入 申請が受理された日から対象児童が18歳の3月末日に達するまで									[交付する書類] ・ひとり親家庭等医療費受給資格証(緑色) ※県外での医療費は償還払
自立支援医療 (育成医療) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	18歳未満の身体に障がいや病気がある児童、又は現在の疾病を放置しておくと将来障がいに至ると認められる児童	医療費所得制限 受給期間	0歳～ 18歳まで	高額療養費内で自己負担額を除く額 市民税額(所得割)により制限あり 育成医療の認定を受けた日から認定の終了する日まで										[交付する書類] 1 自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書 2 育成医療意見書及び診断書 3 健康保険証その他被保険者等の資格情報を 確認できる書類等
自立支援医療 (更生医療) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	身体障がい者で日常生活や職業生活をしていく上に必要な障がいの軽減や、回復のための医療を要する者 (18歳以上の身体障害者手帳所持者)	医療費所得制限 受給期間	18歳以上	高額療養費内で自己負担額を除く額 市民税額(所得割)により制限あり 更生医療の認定を受けた日から認定の終了する日まで										[交付する書類] 1 自立支援医療費(更生医療)支給認定申請書 2 更生医療意見書及び診断書 3 身体障害者手帳 4 健康保険証その他被保険者等の資格情報を 確認できる書類等

(その2)

制度名 ・根拠法令	対象者及び助成対象疾病	対象年齢及び内容 0 1 10 20 40 60 65 70(歳)	備考
重度心身障害者等医療 (重 度) ・市条例 (県補助要綱)	年齢 0~65歳未満 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 ・保険給付内の全疾病	0歳~ 医療費 高額療養費内で全額助成 所得制限 世帯の前年分合計所得金額が1,000万円未満の者に限る 受給期間 申請月の初日から65歳の誕生日の前日(毎年所得調査後更新) 〔申請手続きに必要なもの〕 1 健康保険証その他被保険者等の資格情報を確認できる書類等 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳	[交付する書類] 1 重度心身障害者等医療費受給資格証(青色) ※県外での医療費は償還払い
重度心身障害者等医療 (軽 度) ・市条例 (県補助要綱)	年齢 65~70歳未満 身体障害者手帳4~6級 ただし、4級については下記の者を除く 1. 音声、言語機能の著しい障害 2. 両下肢の全ての指を欠く 3. 一下肢を下腿1/2以上欠く 4. 一下肢の機能の著しい障害 病気、老衰その他の理由により長期にわたって床についている者で市長が認定した者 療育手帳B ・保険給付内の全疾病	医療費 高額療養費内で医療保険各法に基づき70歳に達する日の属する月の翌月以後に医療給付を受けた者が負担する額を除いた額を助成 所得制限 世帯の前年分合計所得金額が1,000万円未満の者に限る 受給期間 申請月の初日から70歳の誕生日の属する月の末日(誕生日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月の末日)まで(毎年所得調査後更新) 〔申請手続きに必要なもの〕 1 健康保険証その他被保険者等の資格情報を確認できる書類等 2 身体障害者手帳又は療育手帳	[交付する書類] 1 重度心身障害者等医療費受給資格証(黄色) ※県外での医療費は償還払い
重度心身障害者等医療 (重 度・中度) ・市条例 (県補助要綱) ・高齢者医療確保法	年齢 65歳以上 身体障害者手帳1・2級(重度)、3級・4級の一部(中度) 1. 音声、言語機能の著しい障害 2. 両下肢の全ての指を欠く 3. 一下肢を下腿1/2以上欠く 4. 一下肢の機能の著しい障害 療育手帳A(重度) 国民年金法等による障害年金1級(重度)、2級(中度) 精神障害者保健福祉手帳1級(重度)、2級(中度) ・保険給付内の全疾病	医療費 高齢者医療確保法による一部負担金を払い戻し(振込) 但し、中度障害者で現役並み所得者(3割負担)にあっては保険診療総額の1割を除いた額を助成 ※一部負担金 所得に応じて医療費の1割又は2割、3割 所得制限 世帯の前年分合計所得金額が1,000万円未満の者に限る 受給期間 申請日から(毎年所得調査後更新) 〔申請手続きに必要なもの〕 1 後期高齢者医療の保険証 2 身体障害者手帳若しくは療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(国民年金法等による障害年金1、2級受給者は障害年金証書) 3 本人名義の通帳	[交付する書類] 1 一部負担金還付該当者証
自立支援医療 (精神通院医療) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	通院による精神医療の継続的な受診を必要とする者	医療費 原則として1割自己負担 所得制限 世帯の所得に応じて、ひと月当たりの負担に上限額を設定	
養育医療	身体の発達が未熟なままで生まれ、指定医療機関の医師が入院治療を必要と認めた乳児(0歳児)	給付内容 治療に要した医療費の一部等 一部負担金 こども医療費受給資格のない方は、世帯の住民税所得割額に応じて一部負担金が発生します。	[交付する書類] ・養育医療券